

過労死等防止対策推進法

11月は「過労死等防止啓発月間」です。

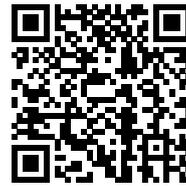
過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、過労死等に対する関心と理解を深めるため、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的として、過労死等の防止活動を展開しています。

また、過労死等防止対策大綱では、「週60時間以上の労働者の割合5%以下」、「年次有給休暇取得率70%以上」、「メンタルヘルス対策に取組み80%以上」、「ストレスチェック結果の集団分析・活用60%以上」などを目標としています。

各企業におかれましては、積極的に以下の取組をお願いいたします。

- ① 労働時間の適正な把握、長時間労働の削減
- ② 36協定の適正な締結・届出、労働者への周知
- ③ 年次有給休暇の年5日の取得、取得しやすい職場環境づくり
- ④ メンタルヘルス対策の推進（ハラスメント・いじめ嫌がらせ防止を含む）
- ⑤ 長時間労働となっている者に対する「医師の面接指導」の実施
- ⑥ 労働者の疲労蓄積度チェックリストの活用

労働者の疲労蓄積度
自己診断チェックリスト
(2023年改正版)



過重労働対策に関する各種資料や監督指導結果等はこちらをご参照ください。



過労死等防止対策推進シンポジウムに参加しよう！

日時

2023年11月13日(月) いわて県民情報交流センター
13:30~16:00 (受付13:00~) アイーナ 会議室803

岩手会場

プログラム

【遺族からの声】

【基調講演】

「産業医としてできること、やってきたこと
～長時間労働防止や
職場のハラスメント対策を中心に～」

原島 浩一氏 (産業医・原島産業医事務所 代表)

【取組事例報告】

株式会社小松製薬
白金運輸株式会社

原島 浩一氏
原島産業医事務所代表
労働衛生コンサルタント
産業医



原島大学医学部および原島大学大学院卒業後、加齢に伴う疾患として難の治療に從事。2007年から労働時間・職場の過重労働をめぐり、累計で10数社の嘱託産業医を務める。



◎Webからの申し込み

二次元バーコードを読み込んで下さい。



岩手会場

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等
防止対策推進
シンポジウム



過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなった方のご遺族等にもご意見をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料
(事前申込)

日時

2023年11月13日(月)
13:30~16:00 (受付13:00~)

会場

いわて県民情報交流センター
アイーナ 会議室803
(岩手県盛岡市盛岡野田西通1丁目7番1号)

※詳細ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム

主催：厚生労働省

後援：岩手県、盛岡市

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える者の会、過労死対策全国協議会、岩手県労働者協会、岩手県経営者協会、連合岩手、いわて労連、岩手県労働組合、岩手県労働組合連合会、働く者の生命・健康を守る会、岩手県医師会、岩手県労働者協会、岩手県労働組合センター、岩手県労働組合連合会

二次元バーコードを読み込んで下さい

ちょっと小耳情報 「カルシウム」の話

「カルシウム」は、骨や歯を作る重要な物質であるため、不足すると骨が十分に成長せず、骨粗鬆症の原因にもなるとのこと。「日本人の食事摂取基準」（2020年版）によると、成人で1日当たり約600mg～800mgの摂取が理想とされており、ビタミンDの不足はカルシウムの吸収率を悪くし、運動によりある程度の負荷をかけないと強度が保てなくなるとのこと。

カルシウム補給の最優秀食材は牛乳（脂質異常症（高脂血症）の方は低脂肪乳で）、その他に豆腐、青菜（水菜、小松菜、ブロッコリー）、小魚（イワシ、ワカサギ、エビ）、貝類、海藻（ひじき）、など。

カルシウムの吸収効率を高めるには、ビタミンD（魚、きのこ）やビタミンK（緑黄色野菜、納豆、青魚、枝豆）が重要で、ビタミンDは日光を浴びることで体内で生成されるため、外で活動することも大切ということです。

カルシウム・ビタミンD・ビタミンK + 適度な運動 → 骨粗鬆症の予防 → 転倒による骨折予防ということですね！

適度な運動は骨の新陳代謝を活発にし、丈夫な骨づくりに有効とのこと。運動はちょっと苦手だな～という方は気軽に散歩（ウォーキング）から初めてみてはいかがでしょうか。

厚生労働省
e-ヘルスネット
(情報提供)



<栄養・食生活>

骨粗鬆症の予防のための食生活

第3回「転倒災害防止コンテスト」を実施します！

目的

当署管内における、令和5年9月末時点の転倒災害による休業4日以上の死傷者数は**106人**と、事業場の皆さまのたゆまぬ努力の結果、前年同期比で**14.5%減少**、直近4か月連続で前年同期比を下回っています。

しかしながら、製造業や小売業、社会福祉施設においては、転倒災害発生件数が増加傾向にあり、また、転倒災害のうち、**6割が休業見込1か月以上**となっているなど、引き続き転倒災害の防止に取り組む必要があります。

そのため、当署では、「**第3回転倒災害防止コンテスト**」を実施し、好事例について、表彰状を授与いたします。

転倒災害によるケガを防ぎ、労働者が安全に安心して働ける職場づくりのため、多くの事例のご応募をお待ちしております！

募集期間

令和5年11月1日(水)～令和6年1月31日(水)

表彰式：令和6年2月

募集内容

転倒災害を防止するための取組の内容。(設備の改善、転倒防止体操、転倒予防教育、4S・5S活動、リスクアセスメントに関するものなど、企業内で取り組んでいる独自の取組、アイデア、工夫している内容。)

詳しくは、

岩手労働局HP「盛岡監督署からのお知らせ」をご覧ください。

沢山の応募をお待ちしております。



応募方法

(1) 盛岡労働基準監督署にて応募

①メール応募

専用応募用紙に必要事項を記入の上、下記メールアドレスにお送りください。写真がある場合はデータを応募用紙に貼り付けるか、メールに添付してください。

応募先メールアドレス：morioka-kantokusho@mhlw.go.jp

②郵送応募または持参

専用応募用紙に必要事項を記入の上、下記送付先までお送りいただくか、署窓口にご持参ください。写真がある場合は可能な限りカラーで印刷して同封してください。

※送付料金は応募者負担になりますのでご了承ください。

送付先：〒020-8523

岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2地方合同庁舎6階

盛岡労働基準監督署 安全衛生課 まで

(2) 共催の各所属災害防止団体にて応募

専用応募用紙に必要事項を記入(写真がある場合は添付)し、各災害防止団体の事務局に応募(メール、郵送、持参)する。

※お手数ですが、応募事例1点につき1枚の応募用紙をご記入ください。

※応募用紙は、岩手労働局HP盛岡監督署からのお知らせコーナー内「転倒災害防止コンテスト特設コーナー」よりダウンロード可能です。下記二次元コードからも確認いただけます。

「盛岡地区労働災害防止関係団体連絡協議会」構成団体一覧

団体名	事務局所在地
(公財) 岩手労働基準協会 盛岡支部	〒020-0852 盛岡市北坂岡一丁目10-25
建設業労働災害防止協会 岩手県支部盛岡分会	〒020-0873 盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館3階
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 岩手県支部中央分会	〒020-0891 矢巾町流通センター南二丁目4-8 岩手県流通センター内
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 岩手県支部路線分会	〒020-0891 矢巾町流通センター南二丁目4-2 第一貨物(株)盛岡支店内
林業・木材製造業労働災害防止協会 岩手県支部盛岡分会	〒020-0024 盛岡市栗岡一丁目3-6 農林会館5階岩手県木材産業協同組合内
岩手県採石工業組合 盛岡支部	〒020-0873 盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館4階
盛岡電気工事労働者災害防止協議会	〒020-0885 盛岡市相屋町1-25 東北電力NW(株)盛岡電力センター内
盛岡市建設業協同組合	〒020-0873 盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館内2階
盛岡地区住宅メーカー災害防止協議会	〒026-0054 釜石市野田町2-21-8 (株)ハウスM21 Bayプラザ
盛岡地区木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会	〒020-0807 盛岡市加賀野4丁目18-50
盛岡地区食品製造業労働災害防止協議会	〒020-0812 盛岡市黒川23-70-1
盛岡工業団地協同組合	〒028-4132 盛岡市波長字岩嶺20-1

第2回転倒災害防止コンテスト表彰事例はこちら！



転倒災害防止コンテスト特設コーナーはこちら！



盛岡監督署からのお知らせ

検索

みなさまのご応募お待ちしております！

ごぞんじですか？

「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」が新設されます。

令和2年の特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)改正により、溶接ヒュームが特定化学物質に追加されたため、**令和3年4月1日からは溶接ヒュームを含む特定化学物質に係る作業主任者については特化則第27条において、事業者は、令第6条第18号の作業について、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(以下「特化物技能講習」という。)を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任**しなければならないとされています。

しかし、現在、特化物技能講習の受講者の多くが金属アーク溶接等作業のみに従事する者となっていること等を踏まえ、特化物技能講習の講習科目を**金属アーク溶接等作業に係るものに限定した技能講習**(以下「**金属アーク溶接等限定技能講習**」という。)を**新設**し、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、**金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができる**こととするため、特化則等について所要の改正が行われました。

【改正省令の概要】 令和5年4月3日に公布及び告示され、一部の事項を除き、令和6年1月1日から施行及び適用

(1) 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)の一部改正

作業主任者の選任に関する作業の区分、資格を有する者及び名称について、金属アーク溶接等作業主任者に係るものを追加したものであること(安衛則別表第1関係)。

(今回の改正は、金属アーク溶接等作業を行う場合は、新設された「金属アーク溶接等限定技能講習」を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することを可能とするものであり、当然、事業者は、従前どおり、金属アーク溶接等作業を行う場合において、特化物技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任しても差し支えないこと。)

(2) 特化則の一部改正

ア 金属アーク溶接等作業については、金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとしたものであること(特化則第27条第2項関係)。

イ 金属アーク溶接等作業主任者の新設に伴い、当該作業主任者の職務を新たに規定したものであること(特化則第28条の2関係)。

ウ 金属アーク溶接等限定技能講習に係る学科講習の科目等は特化物技能講習のものを準用することとしたものであること(特化則第51条第4項関係)。

建設業で働く方やドライバーへの時間外労働の上限規制の適用に向けて！

厚生労働省 適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト
はたらきかたススム

トップ 国民の皆様へ 業界別の取り組み

業界別の取り組み



建設業

最も厳しい規制が課せられる、建設業で働く方の長時間労働の削減など、労働の働きかたを変えることが重要です。工事現場、建設現場などでは、4時間超の長時間労働も取り入れるなどして、働く方の負担を軽減した工期を設定することが重要です。



詳しくはこちら

建設業、トラック・バス・タクシーのドライバー、医師の「働き方改革」を進めるため、時間外労働の上限規制が、令和6年4月1日から適用となります！
適用猶予業種向けの特設サイト「はたらきかたススム」が開設されました。

今回、「**建設業編**」が公開されました。

動画シリーズを通して、建設業、運輸業が抱える課題や、これらの産業での働き方改革の実現に向けて、国民の皆さまにご協力いただきたい内容を伝えていきます。
市民生活にも影響があるものですので、該当業種以外の方も是非一度ご覧ください

※はたらきかたススム特設サイト、PR動画シリーズ「はたらきかたススム」の公開期間は、2025(令和7)年3月31日までとなります。

メンタルヘルス対策 職場環境の改善 目指すは「ES」の向上！

「ES（社員満足度）」は十分ですか？社員の笑顔がありますか？

メンタル不調の大きな要因となっているのが職場のハラスメントです。

叱咤激励が行き過ぎて怒りのコントロールができず怒声・罵声となったり、いじめ嫌がらせが日常茶飯事という職場環境では、メンタル不調にこそなれ、誰も好んで働きたいと思わないでしょうし、生産性向上なんて期待できませんよね。

「業績が上がらない」と考えているならば、是非「ES（社員満足度）」の向上に取り組みましょう！「業績アップ」は社員が笑顔で元気に生き生きと働ける職場環境の整備、「ES」が鍵です！労使がWinWinになりたいですね。

メンタルヘルス対策に取り組みたいが、何から、どうやればいいのか分からないという場合は、「岩手産業保健総合支援センター」をご利用ください。

岩手産業保健総合支援センター
マリオス 14階 ☎ 019-621-5366

無料で各種支援が受けられます。



職場で取り組むメンタルヘルス対策のポイント

- ① ハラスメントのない職場環境づくり（トップの宣言）
- ② 心の健康確保のための体制整備（スタッフの育成）
- ③ 管理者向けの教育、社員向けの教育（年間計画）
- ④ 「4つのケア」の実践
- ⑤ ストレスチェックの実施⇒集団分析⇒職場環境の改善

ハラスメント「しない」、「させない」、「見逃さない」

「心の健康づくり計画」を策定し、積極的な取り組みをお願いします。計画の様式など資料はこちら →
岩手労働局HP「盛岡監督署からのお知らせ」



パワハラ防止、メンタルヘルス対策、職場環境の改善は、事業者の義務です。

パワハラ防止対策は「明るい職場応援団」で検索！

働き方・休み方改革 シンポジウム

2023年 **オンライン開催** 11月22日(水) 13:30~16:30
参加無料

～多様な人材の「働きやすさ」「休みやすさ」を実現する～



シンポジウム概要

開催日時 2023年11月22日(水) 13:30~16:30
開催方法 **オンライン配信**
対象 事業主、企業の人事労務担当者、社会保険労務士等

オンライン
配信

セッション
テーマ

- ① **中小企業における組織的な働き方・休み方改革の推進**
中小企業において、効率的でメリハリのある働き方・休み方を組織的に実現していくためのポイントについて、企業事例を踏まえて議論します。
- ② **「選択的週休3日制」などの多様な働き方・休み方**
選択的週休3日制、リモートワークなど、「働く時間」「働く場所」を柔軟にする施策のポイントと多様な人材の活躍について、企業事例を踏まえて議論します。

定員 1,000名程度
申込期限 2023年11月21日(火) 12:00

参加申込は
こちらから



参加無料です。

健康確保のための助成金制度が拡充！ まだ間に合います！

「団体経由産業保健活動推進助成金」の期間が延長され、助成対象の増加、助成率・助成金額も大きくなりました。是非ご利用ください。

- 1 上限額の引き上げ → 現在上限 100 万円であるところ、上限 500 万円（一定の要件を満たした団体については上限 1,000 万円）に引き上げ
- 2 助成対象範囲の変更 → 助成対象範囲を、団体負担額の 4 / 5 から総事業費の 9 / 10 に
- 3 助成対象範囲の拡大 → 助成対象費用として、産業保健サービス提供費用に加え、産業保健サービス提供に係る事務費用（上限 50 万円）を追加
- 4 交付申請手続の期間延長 → 交付申請の最終期限である 9 月最終営業日を、12 月最終営業日に延長
支給申請の最終期限である 1 月最終営業日を、2 月最終営業日に延長



中小企業等の健康づくりの支援を行う事業主団体等の皆さま 令和5年度10月更新版

団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

傘下の中小企業等に産業保健サービスを提供しませんか？

団体経由産業保健活動推進助成金は、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。

事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供する費用・事務の一部を委託する費用の総額の90%（上限500万円（一定の要件を満たした団体*は1,000万円））を助成します。 *構成事業主が50以上であること等

令和5年10月より、助成率等が変更となりました

	～令和5年9月	令和5年10月～
助成率	80%	90%
助成上限額	100万円	500万円 (1,000万円)
助成対象	産業保健サービス	産業保健サービス + 事務費

原則、1団体につき年度ごとに1回限りとなります。
令和5年9月末日までに申請いただいている場合、追加で1回の申請が可能です。

助成の仕組み

サービスの流れ

助成金の流れ

厚生労働省 独立行政法人労働者健康安全機構

対象となる産業保健サービス等

産業保健サービスで助成対象となるのは以下の①～⑦のとおりです。

- ① 健康診断結果の意見聴取
- ② 保健指導
- ③ 面接指導・意見聴取
- ④ 健康相談対応*
- ⑤ 治療と仕事の両立支援
- ⑥ 職場環境改善支援*
- ⑦ 健康教育研修、事業者と管理者向けの産業保健に関する周知啓発*

*化学物質取扱に係る健康相談、改善指導、研修等も対象になります。
この他、事務の一部を委託する費用も対象となります。

対象となる団体等

事業主団体等
事業主団体又は共同事業主であって、中小企業事業主の占める割合が構成事業主等全体の2分の1を超えていること等、一定の要件を満たす団体等

労災保険の特別加入団体
労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第33条第3号に掲げる者の団体または同条第5号に掲げる者の団体であって、一定の要件を満たす団体

助成金支給の流れ

1. 実施計画提出 (交付申請) → **※切：令和5年12月28日(木) 必着**
2. 計画承認 → 1の受付後、原則30日以内
3. 助成対象 → 計画を承認された期間（最長で令和6年2月22日まで）において、提供されたサービスの費用+事務費の総額の90%（上限あり）
4. 助成金支給申請 → 計画を承認された期間の最終日から起算し、30日後の日又は令和6年2月29日のうち、いずれか早い日まで **必着**
5. 助成金の支給 → 令和6年3月31日まで

①郵送 ②Googleフォーム ③JGrants（電子申請システム）のいずれかにより、申請が可能です。詳細は、右下の二次元コード又はURLをご確認ください。

お問い合わせ

本助成金に関する詳細は、こちらをご確認ください。
ご相談、ご質問は、こちらのチャットボットが便利です。
チャットボットで解決しない場合は下記までお問い合わせください。
お問い合わせが重なると思われる場合があります。あらかじめご了承
労働者健康安全機構労働者医療・産業保健部産業保健業務指導課
電話番号：0570-783046

お知らせ

岩手県最低賃金（地域別最低賃金）

時間額 893 円

（令和5年10月4日から）

産業や職業の種類、パートタイム労働者等の名称、年齢を問わず、原則として岩手県内の事業場で働くすべての労働者と、労働者を1人でも使用するすべての使用者に適用されます。

- ☑ 働くすべての人が対象！年齢やパート・アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。
- ☑ 最低賃金未滿の労働契約は無効！最低賃金を下回って支払われた賃金と最低賃金との差額があれば、10月4日の発効日にさかのぼって請求できます。
- ☑ 岩手県最低賃金の不払は50万円以下の罰金

事業主の皆様へ

賃金引き上げ 特設ページを開設！

詳しくはこちら

賃金引き上げを実施した企業の取組事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げに向けた各種支援策等の情報を掲載しています。是非ご利用ください。
<https://www.saiteichingin.info/chigin/>

賃金引上げを考えたなら 業務改善助成金

令和5年 8/31改訂版

を活用しませんか？

どのような助成金？

設備投資により生産性を上げさせ、「事業計画で最低賃金（時間額）を最大900万円（申請時切）の引き上げ範囲中小企業、小規模事業者等が活用する助成金です。 R6 1/31迄

設備投資って？

本件で行った作業について機械を導入することによって業務が改善する、などの投資が該当します。詳しくは交付要綱、交付要綱をご覧ください。

要件を確認

- 1 中小企業（企業単位）である
- 2 事業計画内の最も低い賃金（時給換算）が地域別最低賃金+50円の範囲内
岩手県の地域別最低賃金：時給234～244円の地域に事業計画で最も低い賃金を設定していること。岩手県最低賃金の引き上げ時給233～243円の範囲内
- 3 従業員の時給を30円以上引き上げない。
- 4 生産性向上を図るような設備投資をこれらからしたいと考えている。
- 5 助成金の活用申請は完了した。

労働者数50人未満の事業所は、賃金引き上げの事後申請もOK

- 岩手労働局ホームページから
- 労働基準部賃金室担当
 - 業務改善助成金
 - 業務改善助成金リーフレット(岩手版 R5.8)
-